

「新婚家庭家賃助成事業」についてのよくあるご質問

○新郎新婦のいずれかが再婚の場合は対象となりますか

A：婚姻が、初婚であるか、再婚であるかは問いません。

○市営住宅へ入居する場合は対象となりますか

A：市営住宅の家賃は民間住宅より安く設定されていることから対象となりません。

○社宅は対象となりますか

A：社宅、官舎、寮など事業主が用意した（又は所有する）住宅へ入居する場合は、家賃の額の多少にかかわらず、対象となりません。

○「ファミリーユクじらヶ丘」は対象となりますか

A：ファミリーユクじらヶ丘の家賃は、市の助成により安く設定されていることから対象となりません。

○親族が所有している賃貸住宅に入居する場合は、対象となりますか

A：親族が所有している住宅へ入居する場合は、対象となりません。

○賃貸住宅に居住し、現在、助成金の交付を受けているが、その後、別の賃貸住宅を契約して居住する場合は対象となりますか

A：市内の民間賃貸住宅であれば対象となります。ただし、助成期間の終期に変更はありません。

なお、変更に関するお手続きが必要となりますので、転居後の賃貸住宅の契約書の写しを持参し、来庁のうえ、変更手続きを行ってください。

○会社から「住居手当」が支給されていますが、この制度を申請することはできますか

A：「住居手当」が支給されている場合でも、申請可能です。

その他ご不明な点がある場合はご連絡ください。